

令和2年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議 議事録

日時 令和3年2月12日（金）午前10時～正午

場所 豊田市役所 東65会議室 ほか一部ZOOMを活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、前田裕之（愛知県司法書士会）、
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、加藤真二（豊田加茂医師会）、
杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、
小澤伸也（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

大林克典（名古屋家庭裁判所 家事次席書記官）
安藤亨（厚生労働省 成年後見制度利用促進室 主査）

事務局

【福祉部】 田中部長、水野副部長、梅田社会福祉事務所長
【福祉総合相談課】 中川課長、加藤（良）担当長、杉浦主査、加藤（史）主事
【地域包括ケア企画課】 鷹見担当長、上山主査
【豊田市社会福祉協議会】 中田事務局長、鈴木地域福祉推進室室長、
永井くらし応援課長、八木センター長以下センター職員

傍聴者

なし

次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和2年度の推進協議会の進め方について
- 4 令和2年度第2回会議における議論の整理について
- 5 議 事
 - (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について
 - (2) とよた市民後見人の養成・共働について
 - (3) 豊田市成年後見支援センターについて

議事録（要旨）

1 開会・福祉部長挨拶

【福祉部 田中部長】

- ・豊田市成年後見制度利用促進計画、とよた市民後見人の養成および共働、豊田市成年後見支援センターのそれぞれについて、今年度の実績報告をさせていただく。
- ・また、3つの議事についてそれぞれ次年度の取組案を提示させていただく。委員の皆様は専門的な視点から、活発な意見を賜りたい。

2 委員・オブザーバー紹介

3 令和2年度の推進協議会の進め方について

（事務局より説明）

4 令和2年度第2回会議における議論の整理について

（事務局より説明）

5 議事（1）豊田市成年後見制度利用促進計画について

（事務局より説明）

【杉村委員】

- ・基礎取組15（法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立）について、豊田市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（以下、「日自」という。）の依頼件数が多く、個別事案が動き出すのに時間がかかっていた印象である。現状は解決されているのか。
- ・重点取組23（身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備）について、病院においては退院し、施設入所する際に身元保証団体との契約を求められることがある。アンケート調査等を実施し、そういった施設に向けた働きかけや、今後の展開についての見込みなどがあれば知りたい。

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・日自について、状況は大きく変わっていない。事業のニーズに対し全て対応できているとは言えず、成年後見制度を利用する等見直しを図り、整備を進めている。

- ・豊田市社協は現在日自の定員を 80 名としている。定員枠を増やしたいが、人員の増員ができないので、難しい状況である。

【杉村委員】

- ・成年後見制度の運用にあたって、制度の利用に至る一步手前から権利擁護の支援に入ることができる人が沢山いるのではないかと現場で感じている。この協議会を通して、枠組みの実現へ働きかけができないかと質問したが、改めて人員の問題は大きいと感じた。

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・県社協へ予算に関する要望は行っているが、県社協からの補助が根本的に見直されなければ、改善は難しいと考えている。

【事務局（市）】

- ・重点取組 2 3 におけるアンケート調査については、各施設になぜ身元保証を必要としているのかという点を中心に聞いていく。また、必要に応じて個別のヒアリングを依頼し、掘り下げていく予定。
- ・この課題については、医療・介護分野を中心に多くの関係者で協議を深めていく必要がある。どういう工夫ができるか、どういった制度が使えるかということをお話し、具体的な対応について検討していきたい。全国でも、身寄りのない方への支援事業を展開している自治体も増えつつある。そういった動きを捉えつつ、参考にしていきたい。

【杉本会長】

- ・市内においても、身元保証の問題について理解し対応しようとしている 2 つの高齢者施設があった。今後ヒアリングをする際に、成年後見人等を経験している人が同行するとさらに充実したものになるのではないかと。

【前田委員】

- ・重点取組 2 3 に関連して、病院や入所施設だけでなく、アパート等の入居についても同様に検討してほしい。身寄りがなく、なくなってしまったという場合でも安心して居住する場所が確保できる仕組みをアパートの大家や管理会社も巻き込んだネットワークで構築する必要がある。

【事務局（市）】

- ・懸案取組 2 5（居住支援に関する取組との連携策の検討）にも挙げられている居住支援協議会のメンバーには、福祉総合相談課や豊田市社協の生活困窮部門も入る予定。この居住支援協議会の場も活用しながら検討していきたい。

【前田委員】

- ・重点取組 1 8（親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施）について、家庭裁判所の協力が得られるのであれば、管内の親族後見人等への広報ができないだろうか。
- ・重点取組 2 1（豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及）については、わたしのノート【スタート編】を作った終了ではなく、厚生労働省から発出された

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを参考に、意思決定支援のプロセスが重要であるということに関係機関にさらに周知して、浸透させてほしい。

【杉本会長】

- ・専門職相談会の活用が10件というのは少ない印象を持った。周知広報も重要であるが、相談を担当してくださる様々な弁護士、司法書士とセンター職員とのパイプを作る重要な機会でもある。アドバイザーにした質問を違う専門職に聞いてみるなど、利用方法を再考する必要がある。

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・専門職相談会については、市民後見人や親族後見人だけでなく、後見人等に関わっている事業所の方なども利用できるということも周知し、充実させていく。また、市民後見人の定期報告の際にはこの専門職相談会を活用している。
- ・これまでの業務を通じて、センター職員とアドバイザー以外の専門職との関係性が増してきたことを実感している。専門職相談を積極的に活用していきたい。

【杉本会長】

- ・様々な専門職との関係性を築き、マンパワーを上手く利用することも中核機関の役割である。
- ・わたしのノート【スタート編】について、裏面の「代理決定者」という部分は、法律職からすると違和感がある。自分に代わりとしての意見を尊重してほしい人というようなやわらかい表現に変えたいがどうか。

【加藤委員】

- ・これは ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方に基づく表現である。医療の場面で本人が意思表示できなくなってしまったそのときに本人の意思を尊重して判断してくれる人を本人自身が決めておくという意味である。意思決定支援の観点から、本人の意思が尊重されている旨の補記をするなど不自然でない表現を考える必要がある。

【近藤委員】

- ・厚労省から発出された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」は、本人の意思を踏まえた代理権の行使に至るまでの手続きを明記した点がポイントである。取組番号21、22において、このガイドラインの考え方も取り入れて進めてみてはどうか。場合によっては「意思決定支援の普及」に関する取組項目を新設し推進していくことはどうか。
- ・今後、意思決定支援がどのように運用されていくのかは分からないが、意思決定支援の取組を強調していくことによって、身元保証団体が行う身元保証との違いが強調されてくるし、結果的に成年後見制度の利用促進にもつながる。

【事務局（市）】

- ・「後見事務のガイドライン」については、内容を確認し、必要に応じて反映させていく。また、スタート編の「代理決定者」の部分も書き換えを検討する。
- ・次年度以降、作成したスタート編や意思決定支援ポイント集が実際に活用できる

よう、研修等を通じ関係機関とのすり合わせを図っていく。

【杉本会長】

- ・安城市で起こった身元保証に関する事案について、一審の裁判官が下した判決は重く受け止めるべきである。豊田市においても身元保証団体の実態について調査及び課題の精査を行い、今度どのような仕組みが必要なのか検討することは重要。
- ・この機に有識者を講師として招き、身元保証団体や身元保証に関する勉強会を開いてはどうか。

【小澤委員】

- ・ぜひ勉強会をやっていただきたい。地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなど直接現場で関わる支援者にとって非常に重要である。

【事務局（市）】

- ・豊田市においても、重要な案件として受け止めている。意見も頂いたので年度内を目途に勉強会の開催を検討させていただきたい。

【前田委員】

- ・本協議会において部会を設置し身元保証の問題を協議するのか、なんらか別の場で協議するのかについては別途検討が必要である。

【杉本会長】

- ・重要取組14（とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり）について、当初の想定では市民後見人の報酬を補う仕組みだけでなく、権利擁護支援で幅広く活用できるものとする想定であったと思うが、現状どのような運用がされているのか。

【事務局（社会福祉協議会）】

- ・幅広く権利擁護支援について活用していきたいという目標はあるが、初めからすべてを整備することは難しい。現状は寄付を募り、市民後見人のほかにも成年後見制度の広報活動などを行っている団体に助成していきたいと考えている。

【杉本会長】

- ・将来的に企業等からも多くの寄付を集め、地域における権利擁護支援活動に広く活用できる仕組みを考えているのか、それとも市民後見人の活動助成に重きを置くのか分かりづらい。まだ認知度の低い市民後見人や成年後見制度を中心に寄付を募るのであれば、周知に工夫が必要。資金の使い方、何の為にどのように使われるのかという点をまずは明確に整理してほしい。

【厚生労働省 安藤主査】

- ・意思決定支援について、厚労省はガイドラインにおいて重要な場面における意思決定支援のプロセスを示すとともに、現在後見人等への研修を実施しているところである。ガイドラインの考え方を支援者に浸透させ、現場の中で本人の意向を確認しつつチームとして動いていくことが重要である。
- ・寄付については、企業にお願いする大口なもの、マンスリーサポーターのような地道なものに切り分けて考えるといいのではないかと。全国的にも未熟な部分で

あるので、理解を深めつつ計画的に進めていくことが大切。お金を集めることが目的ではなく、広報・啓発の一環として考えるとよいと思う。

- ・身元保証の問題について、伊賀市では地域福祉の一環として身元保証のいない社会をめざす方向で取り組んでいる。また長野市では、狭間の支援に対応できるサービス（事業）を作るという方向で取り組んでいる。まずは先ほどの話にもあったように、勉強会を開くことで行政、法律、医療の各分野の支援者が課題の共有、意識醸成をしていくことから始めていく必要がある。

<次年度の取組に関する承認>

5 議事（2）とよた市民後見人の養成・共働について

（事務局より説明）

<次年度の取組に関する承認>

5 議事（3）豊田市成年後見支援センターについて

（事務局より説明）

<次年度の取組に関する承認>

【大林家事次席書記官】

- ・専門職説明会の周知の方法等、遠慮せず相談いただければと思う。

以上